

岬町会計年度任用職員の給与及び費用弁償並びに採用、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月27日

岬町長 田代 堯

岬町規則第7号

岬町会計年度任用職員の給与及び費用弁償並びに採用、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

岬町会計年度任用職員の給与及び費用弁償並びに採用、休暇等に関する規則（令和2年岬町規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第5条関係）職種別初任給基準表

職種区分	基本報酬の額
地域おこし協力隊	月額240,000円
スクールソーシャルワーカー	1時間につき3,700円
スクールカウンセラー、児童カウンセラー	1時間につき5,200円
外国語指導助手（ALT）	1年目月額 335,000円 2年目月額 345,000円 3年目月額 355,000円 4年目月額 360,000円 5年目月額 360,000円
教育支援センター指導員	1時間につき1,714円 1時間につき1,778円（主任）

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。